建築基準法第４３条第２項第２号　許可申請の流れ

１．事前相談(必要な資料について担当者と打合せしてください。)

・書類審査　⇒　現地調査　⇒　指摘事項等の連絡

- □　相談カード
- □　案内図
- □　公図、登記事項証明書（写）、地積測量図（写）
- □　現況図及び写真（撮影位置図示）
- □　協定図、協定内容説明図、経緯報告書
- □　印鑑証明書、占用許可書（写）、売買契約書等（写）
- □　許可申請書一式　（申請書第１面～第３面、許可申請理由書、委任状、案内図、配置図、求積図、平面図、立面図（２面以上）、断面図（２面以上））
- □　その他必要となる資料

２　建築指導課内での検討

・許可（不許可）　方針等の検討　⇒　許可条件（案）、指摘事項等の連絡

３　許可申請・建築審査会付議資料の提出

・本申請受理　⇒　審査　⇒　指摘事項等の連絡

□　許可申請書　（２部（正・副））
- ・許可申請書（第１面～第３面）許可申請理由書
- ・委任状
- ・建築図（案内図、配置図、求積図、各階平面図、立面図、断面図）

□　審査会付議資料　（　　部）
1. 案内図
2. 理由書
3. 現況図・現況写真（撮影位置図示）
4. 協定内容説明図
5. 配置図、各階平面図、立面図、断面図
6. その他説明に必要な資料

【図・資料等】　1

※資料右肩に、資料番号を記載する。同じ図面が複数枚となる場合は 1-2、1-3 とする。

５　建築審査会の開催（審査・同意）　・審査結果は翌日以降お知らせします。

６　消防同意

７　決　裁

８　許可通知書の交付